

分任契約担当官代理
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊 会計契約班長 雨宮 大樹

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 仮設プレハブ設置設計業務委託
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 納 期 令和8年6月30日
- (4) 履 行 場 所 陸上自衛隊与那国駐屯地

2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「D」以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日前日までに提出すること。）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

4 競争執行の場所及び日時

第442会計隊 入札室
令和8年4月20日（月）10時0分

5 保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方式

総品目の総額（消費税抜き）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式に基づき作成し、以下の契約条項を適用するものとする。

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 その他

- (1) 入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
- (2) 郵便による入札は認める。ただし、電話、電報、FAX等による入札は認めない。
また、郵便による入札は、入札日前日の12時までに必着するように郵送すること。なお、郵送後郵送したことを電話にて連絡する。再度入札となった場合は別途連絡する。
併せて、当該郵便の表面に入札件名を記入すること。（例：〇〇ほか〇件入札書在中 等）
- (3) 入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等の提出を依頼する場合がある。また、この資料等の提出に応じない場合又はその内容の証明が不十分な場合は、その説明を求める場合があるため真摯に応じること。
なお、これらの積算資料等の提出・説明に応じなかった場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがないことがある。
- (5) 公告掲示場所
第442会計隊（与那国）、第445会計隊（石垣）、第430会計隊（那覇）
の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)
- (6) 仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い合わせるものとする。
- (7) 携行品：印鑑、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、委任状（委任を受けた方のみ）
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒907-1801
沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊 担当：雨宮
TEL 0980-87-3771（内線346）
FAX 0980-87-3779（直通）
- (9) 品名・規格に関する問い合わせ先
与那国駐屯地業務隊管理科営繕班 佐々木技官：内線（315）

仮設プレハブ設置設計業務委託

令和 8 年 3 月 1 9 日

陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	通信班長	電気係長	給排水係長	工事企画	管財係	作 成
電子決裁	電子決裁	電子決裁	電子決裁	電子決裁	電子決裁	電子決裁	管理科長

件 名	仮設プレハブ設置 設計業務委託	1 /13
-----	--------------------	-------

仕 様 書

1 件 名

仮設プレハブ設置設計業務委託

2 場 所

沖縄県八重山郡与那国町与那国 3 7 6 5 - 1 陸上自衛隊与那国駐屯地

3 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊与那国駐屯地で実施する「仮設プレハブ設置設計業務委託」について適用する。

4 履行期間

契約日から令和 8 年 6 月 3 0 日

5 業務内容

与那国駐屯地内に設置するプレハブの建築工事、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事及び土木工事の設計を実施する。

なお、本役務は「仮設」とあるものの、建築基準法第 8 5 条に示された仮設建築物に対する緩和条件は適用しないものとする。

6 設計付与条件

(1) 敷地面積

3 0 4 , 7 2 2 . 7 2 m²

(2) 用途地域及び地区の指定

無指定（与那国町景観条例に基づく指定あり。）

(3) 計画施設概要（基準）

- ア 仮設庁舎 プレハブ造 2 階 建 1 6 4 . 0 3 m² 延 3 2 8 . 0 6 m² 1 棟
計画収容人員 2 6 名
- イ 仮設隊舎 1 プレハブ造 2 階 建 3 6 9 . 5 3 m² 延 7 9 3 . 0 6 m² 1 棟
計画収容人員 3 0 名

件 名	仮設プレハブ設置 設計業務委託	2 / 13
-----	--------------------	--------

- ウ 仮設隊舎2 プレハブ造2階 建243.81㎡ 延487.63㎡ 1棟
計画収容人員16名
- エ 仮設食堂 プレハブ造1階 建103.89㎡ 延103.89㎡ 1棟
計画収容人員64名
- オ 仮設事務室 プレハブ造1階 建29.98㎡ 延29.98㎡ 1棟
計画収容人員6名
- カ 合計 建911.24㎡ 延1,753.62㎡ 5棟

(4) 設計の条件

- ア 前項に示すプレハブの設置（計画通知を含む。）
- イ 各プレハブへ所要の高圧・電灯・動力電気設備、給排水衛生設備、空調設備、通信設備（光回線、電話回線、LAN回線、放送回線を含む。）及び消防設備の設置
- ウ プレハブ設置に伴う土木工事
- エ 設置期間は5年1月を基準とする。

7 管理技術者の資格

資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士とし、受注者が個人である場合はその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

8 実施設計の内容及び範囲

(1) 実施設計の内容

建築、電気設備、機械設備及び土木工事に関する実施設計

(2) 実施設計に関する業務範囲

- ア 要求等の確認
- イ 現地調査
- ウ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- エ 実施設計方針の策定

件 名	仮設プレハブ設置 設計業務委託	3 / 13
-----	--------------------	--------

- (ア) 総合検討
- (イ) 実施設計のための基本事項の確定
- (ウ) 実施設計方針の策定及び発注者への説明
- オ 実施設計図書の作成
- カ 概算工事費の検討
- キ 実施設計内容の発注者への説明等
- (3) 実施設計に関する業務範囲
 - ア 成果図書に基づく積算業務
 - イ 積算数量算出書の作成
 - ウ 単価作成資料の作成
 - エ 見積徴集
 - オ 見積検討資料の作成

9 業務の実施

- (1) 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- (3) 適用基準
 - ア 公共建設設計業務委託共通仕様書
 - イ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領
 - ウ 建築設計基準、同資料
 - エ 公共建築工事標準仕様書
 - オ 公共建築改修工事標準仕様書
 - カ 公共建築工事積算基準
 - キ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ク 公共建築数量積算基準
 - ケ 公共建築工事共通費積算基準
 - コ 公共建築工事内訳書標準書式
 - サ 公共建築工事見積標準書式
 - シ 公共建築工事積算基準等資料

ス 公共建築設計業務委託共通仕様書

セ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領

(4) 図書の確認

30%・60%・90%・100%毎に設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。また、確認の都度、監督官から要求があった場合は、検討し修正を加えるものとする。

(5) コスト縮減に係る提案について

本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコストの縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

10 実施設計

(1) 成果物及び提出部数等（基準）

成果物等	縮 尺	部 数	摘 要
1 建築			
建築（総合）設計図	適宜	2	
(1) 特記仕様書			
(2) 案内図			
(3) 配置図			
(4) 平面図			
(5) 断面図			
(6) 立面図			
(7) 平面詳細図			
(8) 断面詳細図			
(9) 部分詳細図			
2 電気設備			
(1) 電気設備（総合）設計図	適宜	2	
ア 電灯設備凡例・器具表			
イ 電灯配線図（各棟・各階）			

成果物及び提出部数等（基準）2/3

成果物等	縮 尺	部 数	摘 要
ウ 照明器具凡例・器具表			
エ 幹線系統図			
オ 自火報 系統図、配置図			
カ 動力配線図（各棟・各階）			
キ 引込・高圧系統図及び配置図			
ク 放送・火災移報系統図、平面図			
(2) 通信（総合）設計図			
ア 構内情報通信網設備系統図			
イ 情報通信網設備配置図、平面図			
3 機械設備			
機械設備（総合）設計図	適宜	2	
(1) 空気調和設備凡例・器具表			
(2) 空気調和配置図			
(3) 衛生器具設備凡例・器具表			
(4) 給水設備系統図・配置図			
(5) 排水通気設備系統図・配置図			
(6) 給湯設備系統図・配置図			
(7) ガス設備系統図・配置図			
4 土木			
土木（総合）設計図	適宜	2	
(1) 造成工事配置図			
(2) 給水工事（管路敷設）工事配置図			
(3) 汚水排水工事（管路敷設）工事配置図			

成果物及び提出部数等（基準） 3/3

成果物等	縮 尺	部 数	摘 要
5 建築・電気・機械・土木積算		1	
(1) 積算数量算出書			
(2) 積算数量調書			
(3) 見積書、見積比較表			
6 その他		1	
(1) コスト縮減検討報告書			
(2) 概略工事工程表			
(3) 概算工事費報告書			
7 資料		1	
(1) 各種技術資料			
(2) 各種記録書			
(3) C A Dデータ			

(2) 細部事項

ア 設計図は、監督官と協議のうえ、適宜、追加・削除してもよい。

イ 負荷計算等を既存のソフトで行う場合は、事前に監督官と協議する。

ウ 報告書に併せて、各種データを記録した可搬記憶媒体（C D－R）も提出すること。なお、提出する可搬記憶媒体は確実にウイルス対策を実施した可搬記憶媒体を提出すること。

1 1 特記事項

(1) 本仕様書に記載されていない事項は、「共通仕様書」による。

(2) 本業務の実施に当たり、現地実測を行うものとする。

(3) 本業務の実施に当たり、設計図書を貸与する。

(4) アスベスト調査は実施しないものとする。

(5) 入札に参加する者は、事前に現地を確認した者に限る。

件 名	仮設プレハブ設置 設計業務委託	7/13
-----	--------------------	------

1 2 秘密保全等

- (1) 請負者は、業務遂行に際して知り得た事項について守秘義務を負う。
- (2) 請負者の駐屯地内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、監督官の指示に従うものとする。
- (3) 請負者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（防経装第9246号。21. 7. 31）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあたっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、履行体制を確保し、監督官の確認を受け、これを変更した場合には、遅滞なく監督官に通知するものとする。また、協力会社等に不適切な取扱いがあった場合の請負者の対応について、“装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の速報について（通知）”を基準としてあらかじめ定め、監督官に報告するものとする。
- (4) 保護すべき情報は次による。
 - ア 自衛隊施設の構造、性能、強度又は配置に係る情報
 - イ 自衛隊施設の強靱性確保に係る技術的事項
 - ウ 自衛隊施設内部の正確な配置及び性能
 - エ 重要機器及び装備品等の配置、性能及び諸元
 - オ その他、監督官から示された情報
- (5) 撮影した写真データは監督官（保全担当者）の点検を受け、保全が必要な部位が記録されている場合、その場で消去する。

件 名	仮設プレハブ設置 設計業務委託	8/13
-----	--------------------	------

入 札 書

金 額 ￥

件 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額
仮設プレハブ設置設計業務委託	仕様書のとおり	1	ST		
合 計					
履行場所	陸上自衛隊与那国駐屯地	履行期限		令和8年6月30日	
入札（契約）保証金	免 除	有効期間			

上記の通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年4月20日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橋野 真一 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

令和8年4月6日

業者各位

陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊 担当:雨宮

市場価格調査のご協力をお願いについて

お世話になっております。

下記契約案件について、入札(見積)に先立ち、市場価格調査を依頼します。

件 名: 仮設プレハブ設置設計業務委託

市場価格調査提出日: 令和8年4月15日

市場価格調査提出要領: FAX又はメールにより回答

FAX 0980-87-3779(直通)

メール yonaguni-442fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp



連絡事項: 上記の「市場価格調査提出日」までに、ご回答の程お願いいたします。

回答については「市場価格調査書」とその詳細な内訳について「内訳書」にご記載頂くとともに、下部の会社名等記入欄に担当者氏名・連絡先とともに記載し回答をお願いします。

なお、記載する単価等は納地(履行場所)に応じた送料等も加味したものとし、消費税等相当額については含まない(税抜)金額での記載をお願いします。

また、メールにより回答を送付した際はお手数ですが、
下記電話番号へ、メールで送付した旨のご連絡をお願いいたします。

その他: 本依頼及び入札(見積)についてご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

〒907-1801

沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1

陸上自衛隊与那国駐屯地

第442会計隊 担当:雨宮

TEL 0980-87-3771(内線346)

FAX 0980-87-3779(直通)

市場価格調査書

金 額 ￥

件 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額
仮設プレハブ設置設計業務委託	内訳書のとおり	1	ST		
合 計					
履行場所	陸上自衛隊与那国駐屯地	履行期限		令和8年6月30日	
入札（契約）保証金	免 除	有効期間			

上記のとおり市場価格調査について回答します。

令和8年4月15日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橋野 真一 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]